

鶴岡市 通学路の安全確認プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成 26 年 11 月

鶴岡市通学路の安全対策協議会

1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「鶴岡市 通学路の安全確認プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2. 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路安全推進会議」を設置しました。本プログラムは、この会議で議論した上で、策定しました。

- ・ 鶴岡市教育委員会学校教育課
- ・ 鶴岡市建設部土木課道路維持係
- ・ 鶴岡市市民部防災安全課
- ・ 鶴岡警察署交通課交通規制係
- ・ 庄内総合支庁建設部道路計画課維持管理担当
- ・ 国土交通省東北地方整備局酒田河川国道事務所道路管理課

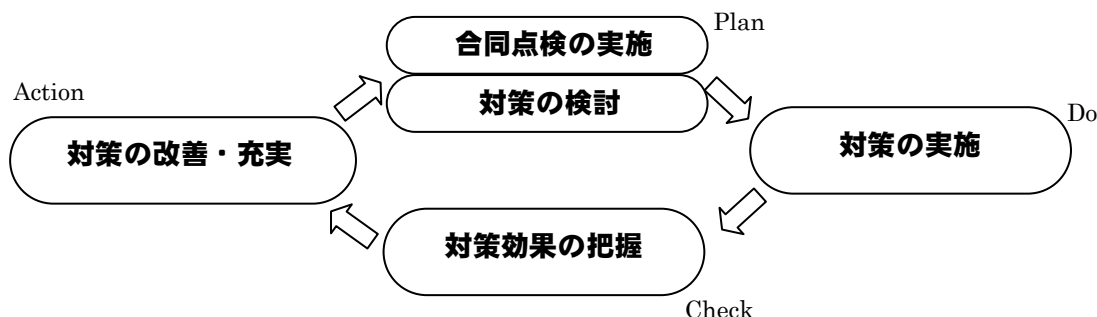
3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行き、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

[通学路安全確保のためのPDCAサイクル]



(2) 定期的な合同点検

○合同点検の実施時期等

- ・年度ごと管内の小学校ごと危険箇所状況を把握し、推進会議において、合同点検の実施について検討を行い、合同点検を実施します。
- ・実施時期は、基本、年一回とし、必要に応じて冬期等実施します。
- ・効率的・効果的に合同点検を行うため、鶴岡市通学路の安全対策協議会において、重点課題を設定し、合同点検を実施します。

○合同点検の体制

- ・小学校ごとに、学校、道路管理者、警察、教育委員会等が参加する合同点検を行います。

(3) 対策の検討

- ・合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施

- ・対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

- 合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認するため、学区のスクールゾーン対策協議会（地域住民も含む）等での聞き取りを実施するなど、対策実施後の効果を把握するための手法を検討し、対策効果の把握を実施します。

(6) 対策の改善・充実

- ・対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4. 箇所図、箇所一覧表の公表

- ・関係機関等による合同安全点検を実施した小学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために、「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、その小学校ならびに関係機関に公表します。